

令和6年度第2回中野市空家等対策協議会議事録

開催日時	令和6年11月7日(木) 午前10時00分～10時50分	開催場所	中野市役所 会議室53
出席者	(会長) 湯本隆英中野市長(座長兼務) (委員) 武田守弘委員、小川陽一委員、目崎元彦委員、小林大介委員、市川義雄委員、三沢昇委員、蟻川幸治委員、市川真一委員、加藤敦委員(計9名) (事務局) 石川建設水道部長、頓所都市建設課長、山本建築住宅係長、土屋主査、地域おこし協力隊 近藤隊員(計5名)		

議事内容

◎事務局(頓所課長)

定刻になりましたので、只今から 令和6年度 第2回 中野市空家等対策協議会を開催いたします。

本日の協議会の進行を務めさせていただきます都市建設課長の頓所でございます。よろしくお願いたします。

はじめにご報告申し上げます。宮原委員、豊田委員におかれましては、本日都合により欠席の連絡をいただいております。

本日の協議会につきましては、次第にありますとおり、協議事項としまして、前回お示しした判定表の内容についてご意見をいただいております、それに対して修正した箇所の説明と、判定の流れ及びその後の指導等までの運用方法の説明を事務局よりご説明させていただき、委員の皆様にご協議いただき、ご意見等頂戴したいと考えております。

また、本日の会議につきましては概ね1時間程度と考えておりますので、円滑な進行について、ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに、本協議会の会長であります湯本市長からごあいさつ申し上げます。

◎湯本会長

本日は、中野市空家等対策協議会の開催をご案内したところ、各委員におかれましては、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年の少子高齢化や人口減少並びに都市部への人口流出が進む中で、空き家の増加は全国的な課題となっており、本市におきましても看過できない課題となっております。

本市におきましても、空き家対策として、空き家相談所の開設、空き家バンクの運営、空き家の利活用に伴う補助事業の実施等、多角的な支援を行っているところであります。

本日は、協議事項1件についてご協議させていただき、皆様のご意見を頂戴したいと考えて

おります。

以上簡単ではございますが、会議に先立ち、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

◎事務局（頓所課長）

ありがとうございました。

それでは、早速、協議事項に移らせていただきます。

中野市空家等対策協議会設置要綱第4条第1項の規定により、市長が座長となりますので、以降の議事進行は座長に移ります。

よろしく願いいたします。

◎湯本会長

○ 座長として、本協議会を円滑に進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

なお、各事項において、それぞれご意見、ご質問を受けたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って、3 協議事項カッコ1 「管理不全空家等及び特定空家等の判断基準について」アの「意見書及び事務局での判定表の修正箇所について」事務局より説明いたします。

◎事務局（山本係長）

（資料に基づき説明）

◎湯本会長

ただ今の事務局からの説明について、何か ご意見、ご質問等はございますか。

◎目崎委員

意見書の中で宮原委員からも指摘あるとおり、条例による立ち入り調査は、「職員のみ限定しており、有識者（建築士等）は立ち入り（現地調査）できない。」となっているが、空家等対策特別措置法では、「職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。」となっており、条例と法に差異が生じているが見直しの必要はないのか。

◎事務局（土屋主査）

目崎委員からいただいたご質問についてですが、目崎委員がおっしゃる通り、空家等対策特別措置法では、市長が委任した者も、立ち入り調査できることになっており、いまご審議いただ

いている判定表についても、空家等対策特別措置法に基づいて立ち入り調査をする場合を前提として考えておりますので、ここで今説明させていただいた通り、有識者（建築士等）の方にも、市長が委任した者ということで、建物の敷地に立ち入りすることを想定しております。また、宮原委員からいただいたご意見の条例云々というところですけども、こちらについては、先般の協議会の際に、本年の7月1日施行の、市の独自の空き家条例の説明も併せて説明しており、その資料の方をご覧になって、「条例では、職員以外の者が立ち入り調査できない。」ということに記載されたものと認識しております。先般10月11日に、市と、北信建設事務所の宮原委員、建築士会の三沢委員、建築士事務所協会の蟻川委員で事前に本日の内容について打合せした際に、宮原委員に対して有識者の立ち入りについて空家等対策特別措置法の方で対応可能な旨の説明を行いました承っております。

◎目崎委員

結局は、条例には入っていないということですが、法律と条例で差があるので見直し等が必要ではないでしょうか。

◎事務局（頓所課長）

条例と法律で表現が合っておりませんが、いま担当から説明したとおり現場の対応は可能と考えております。

ただ、目崎委員がおっしゃる通り条例と法律とで差異があっても問題ないのか、法務担当に確認して必要があれば見直しを進めていきたいと考えております。

◎湯本会長

他にございますか。

無いようですので次に進めさせていただきます。

続きまして、イ 「判定方法について」事務局から説明をお願いします。

◎事務局（山本係長）

（資料に基づき説明）

◎湯本会長

ただ今の事務局からの説明について、何か ご意見、ご質問等はございますか。

（質問・意見なし）

◎湯本会長

無いようですので次に進めさせていただきます。

続きまして、カッコ2 その他について事務局からお願いします。

◎事務局（山本係長）

（令和6年度からの地域おこし協力隊について紹介）

◎湯本会長

それでは、本日の議事の全てが終了となりました。

皆様には円滑な進行にご協力をいただきありがとうございます。

これをもちまして、進行を事務局に戻します。

◎事務局（頓所課長）

本日の会議事項のほかに委員の皆様から何か意見等ございますか。

（意見等なし）

ないようですので以上をもちまして、令和6年度第2回中野市空家等対策協議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。